

輪島市監査公表第15号

平成28年1月21日付発監査第248号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

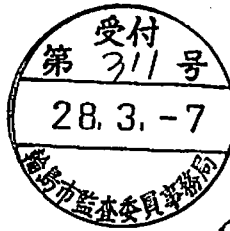
平成28年3月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



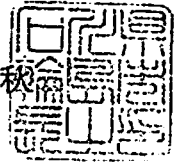


発観第 232 号  
平成28年3月 4日

輪島市監査委員 高野 哲男 様  
輪島市監査委員 小山 栄 様



輪島市長 梶 文



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 交流政策部観光課

監査執行年月日 平成28年1月13日

監査の結果	措置の内容	措置状況
○ 滞納による収入未済額の解消について 依然として相当額の収入未済額があり、引き続き滞納額の縮小に努められたい。	滞納者に対しては、納入誓約書に基づき納入することを指導している。納入が滞ることがないように指導しながら、今後とも過年度分の分納を含め厳正に対応し、滞納額減少に努めたい。	措置済